

改正

平成18年8月29日規則第53号

平成19年12月21日規則第51号

平成21年3月31日規則第21号

平成21年9月25日規則第50号

平成28年3月29日規則第4号

平成29年4月28日規則第27号

平成31年3月22日規則第12号

令和元年6月28日規則第7号

令和元年12月13日規則第35号

令和2年3月27日規則第22号

令和3年11月19日規則第77号

令和4年3月22日規則第5号

令和6年1月12日規則第3号

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則を次のように定める。

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則

題名改正〔平成21年規則21号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県医師確保奨学基金条例（平成18年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年規則21号〕

(定義)

第2条 この規則において「大学」とは、条例第3条に規定する大学をいう。

2 この規則において「医学生」とは、大学の医学を履修する課程に在学する者をいう。

3 この規則において「初期臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。

4 この規則において「後期臨床研修」とは、初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等（3年を超えない範囲で知事が認めるものに限る。）をいう。

全部改正〔平成31年規則12号〕

(知事が指定する医療機関等)

第3条 知事は、次に掲げる県内の医療機関等のうちから、条例第1条の目的を達成するため、条例第3条に規定する医療機関等として指定することができる。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づき市町が開設する診療所
- (2) 国の助成を受けて開設されている診療所（前号に掲げる診療所を除く。）
- (3) 県又は市町が開設する病院
- (4) 前3号に掲げる施設に準ずる病院又は診療所
- (5) その他県内の医療を確保するために設置されている機関

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号〕

(奨学金の貸与者)

第4条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる期間のうち連続する2年間、3年間、4年間、5年間又は6年間（大学卒業から医師の免許を取得するまでの期間を除く。）を通じて地域医療医師確保期間選択制奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者とする。

- (1) 大学の医学を履修する課程における正規の修業期間
- (2) 初期臨床研修を受けている期間（2年を限度とする。）
- (3) 後期臨床研修を県内の医療機関等において受けている期間

一部改正〔平成21年規則21号・50号・31年12号・令和6年3号〕

(奨学金の金額)

第5条 奨学金の金額は、月額10万円とする。ただし、将来条例第5条第1号に規定する県内の医療機関等の特定診療科の医師としての業務に従事しようとする者に対する奨学金の金額は、月額20万円とする。

全部改正〔平成31年規則12号〕、一部改正〔令和2年規則22号〕

(奨学金の貸与の期間及び方法)

第6条 奨学金を貸与する期間は、第9条第2項の規定により知事が奨学金の貸与の適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸与を決定した日の属する年度の4月）から2年、3年、4年、5年又は6年を経過する月（後期臨床研修を受けない者で貸与の期間中に初期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該初期臨床研修を修了する日の属する月、後期臨床研修を受ける者で貸与の期間中に後期臨床研修を修了する日が到来する場合にあっては当該後期臨床研修を修了する日の属する月）までとする。

2 奨学金は、毎月1月分ずつ貸与するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成21年規則21号・50号・31年12号・令和6年3号〕

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、地域医療医師確保期間選択制奨学金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 身上調書(様式第2号)

(2) 初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては、研修期間、研修内容等を証明する書類

(3) 医学生にあつては大学又は学部の長の推薦書(医学生用)(様式第3号)、初期臨床研修又は後期臨床研修を受けている者にあつては研修を受ける医療機関等の長の推薦書(研修医用)(様式第4号)

(4) 本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書

(5) 保証人の印鑑証明書

(6) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号・令和4年5号・6年3号〕

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 第1項の保証人は、独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第9条 知事は、第7条の規定による申請があつたときは、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、奨学金の貸与の適否を決定したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔令和4年規則5号〕

(貸与の取消し及び休止)

第10条 知事は、奨学金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 大学の課程を退学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中止したとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師免許を取得後、直ちに初期臨床研修を開始しないとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 心身の故障のため、大学の課程の履修又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (6) 第4条各号に掲げる期間が満了するまでに死亡したとき。
- (7) その他第4条各号に掲げる期間が満了するまでに奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、被貸与者が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の分までの間、奨学金の貸与を休止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該被貸与者が復学し、又は初期臨床研修若しくは後期臨床研修を再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号〕

(借用証書の提出)

第11条 被貸与者（被貸与者が死亡したときは、その保証人）は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに貸与を受けた奨学金の全額について、保証人と連署した借用証書（様式第5号）に奨学金の貸与の日及び額が確認できる書類並びに保証人の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を受ける期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号〕

(後期臨床研修の承認)

第12条 被貸与者は、後期臨床研修を受けようとするときは、当該研修の開始の3月前までに後期臨床研修計画書（様式第6号）に当該医療機関等の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号〕

(返還の免除の申請等)

第13条 条例第5条又は第6条の規定により奨学金の返還の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、地域医療医師確保期間選択制奨学金返還免除申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条第1号に規定する業務(以下「業務」という。)に従事した期間がある場合は、業務従事証明書(様式第8号)
- (2) 死亡又は退職の場合にあっては、その理由及び年月日を証する書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号・令和6年3号〕

(期間の計算)

第14条 業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する期間があるときは、それぞれ当該各号に定める月数を除くものとする。

- (1) 休職(業務に起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数
- (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数

一部改正〔平成29年規則27号〕

(返還)

第15条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた奨学金の額につき年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を知事の定める日(次項において「返還期日」という。)までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 後期臨床研修(第12条の承認を受けたものに限る。)その他の正当な理由がなく、初期臨床研修後において、業務に従事しなかったとき、又は業務に従事しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき(第10条第1項第6号の場合を除く。)
- (4) 心身の故障のため、業務に従事することができなくなったと認められるとき。
- (5) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 被貸与者は、正当な理由がなく、当該奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、当該返

還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号〕

(返還の猶予)

第16条 前条の規定にかかわらず、知事は、被貸与者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該奨学金の返還の支払の全部又は一部を猶予することができる。

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、地域医療医師確保期間選択制奨学金返還猶予申請書（様式第9号）に、同項に規定する理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに返還の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号・令和6年3号〕

(退学等の届出)

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第10号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修業期間内に卒業する見込みがなくなったとき。
- (2) 初期臨床研修若しくは後期臨床研修を中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は初期臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に入学したとき。
- (5) 条例第3条の規定により知事が指定する医療機関等を退職したとき。
- (6) 条例第3条の規定により知事が指定する医療機関等の医師としての業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (7) 氏名又は住所を変更したとき。
- (8) 医師の免許を取得したとき。
- (9) 医師法第7条第1項の規定による処分を受けたとき。
- (10) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

一部改正〔平成19年規則51号・21年21号・31年12号・令和元年35号〕

(死亡の届出)

第18条 被貸与者が死亡したときは、その者の遺族又は保証人は、被貸与者死亡届出書（様式第11号）に死亡を証する戸籍抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は死亡診断書を添えて、知事に提出しなければならない。

追加〔平成21年規則21号〕、一部改正〔平成31年規則12号〕

(保証人の変更)

第19条 被貸与者は、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、保証人変更届出書（様式第12号）に新たに保証人となる者の印鑑証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則21号・31年12号〕

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成21年規則50号〕

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月29日規則第53号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則（平成19年12月21日規則第51号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日規則第 4 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月28日規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第 1 条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 8 号及び様式第 9 号の規定並びに第 2 条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第 6 号及び様式第 7 号の規定による書類は、第 1 条の規定による改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 8 号及び様式第 9 号の規定並びに第 2 条の規定による改正後の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第 6 号及び様式第 7 号の規定による書類とみなす。

附 則（平成31年 3 月22日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 2 号の規定による書類は、改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 1 号の規定による書類とみなす。

附 則（令和元年 6 月28日規則第 7 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第35号抄）

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日規則第22号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年11月19日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月22日規則第 5 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定並びに第 2 条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 6 年 1 月12日規則第 3 号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第9号の規定による書類は、改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第9号の規定による書類とみなす。